

**平成29年第4回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成29年12月7日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 23号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 議案第105号 七戸町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第106号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第107号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第108号 七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第109号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第110号 七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第111号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(城北児童センター)
- 日程第 9 議案第112号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町東八甲田家族旅行村・七戸町営スキー場)
- 日程第10 議案第113号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第11 議案第 97号 平成29年度七戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第 98号 平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 99号 平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第100号 平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第101号 平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第102号 平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 1 7	議案第 1 0 3 号	平成 2 9 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 8	議案第 1 0 4 号	平成 2 9 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 9	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 2 0	報告第 2 4 号	七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価 (平成 2 8 年度事業分) に関する報告について
日程第 2 1	請願第 1 号	七戸歴史文化資料館 (仮称) の建設について
日程第 2 2	発議第 5 号	七戸歴史文化資料館 (仮称) の建設について意見書 (案) の提出について
日程第 2 3	発議第 3 号	道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上 げ措置の継続を求める意見書 (案) の提出について
日程第 2 4	発議第 4 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成及び C 型肝炎患 者の救済の延長を求める意見書 (案) の提出について
日程第 2 5		委員会報告書について (各常任委員会及び議会運営委員 会)
日程第 2 6		閉会中の継続調査申出書について (各常任委員会及び議 会運営委員会)
追加第 1	議案第 1 2 1 号	七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例について
追加第 2	議案第 1 2 2 号	七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関す る条例の一部を改正する条例について
追加第 3	議案第 1 2 3 号	七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて
追加第 4	議案第 1 1 4 号	平成 2 9 年度七戸町一般会計補正予算 (第 9 号)
追加第 5	議案第 1 1 5 号	平成 2 9 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
追加第 6	議案第 1 1 6 号	平成 2 9 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
追加第 7	議案第 1 1 7 号	平成 2 9 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
追加第 8	議案第 1 1 8 号	平成 2 9 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
追加第 9	議案第 1 1 9 号	平成 2 9 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
追加第 1 0	議案第 1 2 0 号	平成 2 9 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	疍清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田惠津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	附田良亮君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	神龍子君	学務課長	八幡博光君
生涯学習課長	鳥谷部慎一郎君	世界遺産対策室長	小山彦逸君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高田浩一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	町屋均君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	原子保幸君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	甲田美喜雄君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 原 子 保 幸 君 事務局 次 長 中 村 孝 司 君

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、平成29年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。
これより、12月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第23号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第23号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第23号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 議案第105号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 議案第105号七戸町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第105号七戸町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第106号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第3 議案第106号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第106号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、議案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第107号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第4 議案第107号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第107号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第108号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第108号七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) この長寿祝金条例の改正の内容を見ると、例えば100歳の祝金をもらう方は、今までは町に10年というのが、今度は通算35年以上居住ということになっています。また、欠格者として、新たに生活保護法の扶助を受けている者ということが改正されているのですが、このことについて、まず、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長(田嶋輝雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(氣田雅之君) お答えいたします。

まず、1点目の35年以上居住する者というところですが、近年、さまざまな老人福祉施設ができております。各老人福祉施設には住所が移って入所することになります。他町村から七戸町の施設に来る、それから七戸町から他町村へ移るということで、居住地が移る場合がございます。そういった場合に、七戸町にもともと住所のなかった方々が介護保険が適用になる65歳以上にもし入れられたとすると、35年ということになるわけで、まずは、それ以前に七戸町に貢献していたかというところを考えますところ、そのような方にまずは長寿祝金を出さないようにすると。それから、もともと地元にご貢献した方というところの部分の目的を果たすために設定いたしました。

2点目は生活保護、こちらにつきましては、生活保護で100歳になった方に支給しないということにいたしました。これは、現在の社会情勢や住民感情を考慮した結果です。

以上となります。

○議長(田嶋輝雄君) 7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) まず、通算で35年というのは、65歳になって他市町村の方がこちらの施設に入所して100歳という、単純計算して35年ということになって、居住実態がない、生活実態がない方に長寿祝金をお祝いして贈呈するというのはいかがかということで、その点は理解はできます。

長寿祝金というのは、長寿の方にお祝いするとともに、敬意を払って長生きしていただくということで支払われるものなのですが、生活保護を受けている方も、生活保護というのは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するということで、これはつくられた制度であり、生活保護を受けている人も受けていない人も、日本の国民としての権利は同じだということで成り立っているわけです。生活保護の支給基準などを見ていくと、結婚、出産、就職、葬祭などを行う場合の祝い金や香典等については、社会通念の範囲内でこれは許されると。もちろん収入申告はするわけですが、そういうふうになっているのですよね。

だから、私、この条例文を見たときに、88歳の方の支給額3万円は、これは社会通念上許されるものというふうに考えていたのですが、先ほど答弁の中で、七戸であれば100歳は30万円、これは社会通念上どうなるかというのはさまざま議論になるところなのですが、私は、生活保護を受けている方も国民の権利は同じだから、こういう祝金などでも、高齢者に対する敬意、あるいは祝意をあらわすという意味で、やっぱりこれは支給してもいいのかなど。問題は、社会通念上どうかと。その辺の問題はあるのですが、その辺について、どういうふうに考えていましたか。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

まずは、長寿祝金の目的をもう一度確認させていただきたいのですが、長寿祝金の目的は、長寿を祝福するというのが1点ございます。それからもう一つは、社会貢献への功績をたたえる、その労をねぎらうとございます。

では、この2点を考えまして、100歳の部分については、社会情勢、住民感情を考えまして、支給しないということにいたしました。あともう一つですが、まず、こういう祝金等が収入として生活保護者に入りますと、ケースワーカーとか社会福祉事務所に届け出をしなければなりません。その際、収入認定ということをするわけですが、収入認定の際に、祝い金、敬弔の意を表すもの等については収入認定としないということ、ほかにはする場合もございますが、一般的にはしないと。ただし、近隣の低所得者階層との均衡を失しない程度の額ということでございます。

ですから、88歳の3万円はそれに当たるのでは、均衡を失しないというふうな程度ではないかと考えております。また、100歳の30万円については、これについてはちょっとそれを失するもの、私どもが判断するものではございませんが、社会通念上失するものとする方が多いのではないかとということで、提案させていただいております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第108号七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第109号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第109号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第109号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第110号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第110号七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第110号七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第111号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 議案第111号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（城北児童センター）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第111号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（城北児童センター）は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第112号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 議案第112号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町東八甲田家族旅行村・七戸町営スキー場）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第112号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町東八甲田家族旅行村・七戸町営スキー場)は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第113号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 議案第113号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

15番議員。

○15番(三上正二君) 十和田市、三沢市、七戸なのですけれども、この範囲というのはどういう形で決められているのですか。例えば隣接地は野辺地もあるだろうし、それから東北町もあるのでしょうけれども、この範囲というのはどういう形で決められたものでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) 企画調整課長。

○企画調整課長(中野昭弘君) お答えいたします。

定住自立圏は、十和田市、三沢市を中核市といたしまして、そのほか我が七戸町、それから東北町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、六ヶ所村、横浜町、それと秋田県の小坂町が圏域として参加しております。

以上です。

○議長(田嶋輝雄君) 15番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第113号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

○日程第 11 議案第 97 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 11 議案第 97 号平成 29 年度七戸町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10 ページから 14 ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

15 ページ、1 款 1 項 1 目議会費から、23 ページ、4 款 2 項 1 目塵芥処理費まで、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、23 ページ、6 款 1 項 1 目農業委員会費から、33 ページ、13 款 2 項 14 目高額療養費貸付金利子まで、発言を許します。

14 番議員。

○14 番（白石 洋君） 23 ページの農林水産業費の中の農業振興費の中で一つお尋ねをしたいと思います。

それは、負担金補助及び交付金の中で、みよこ米の販売のことで、台湾の輸出のことが 7 万 4,000 円計上されているわけでございますけれども、我が国の農業というのは大変な人手不足、あるいはまた減反廃止なんていうようなことを言われているものですから、農家の方々は大変だなというように思っているわけでありましてけれども、しかしそうはいいながら、ああでもない、こうでもないと言いながら、地球環境も変わってきたのでしょうか、今までとれている地方がとれなくて、やませで悩んでいた我が町なども、ことしあたりでも、やや不良というような形ですけれども、そういう形の中で、何だかんだといっても、やはり米が農家の方々にとっては一番収入の最たるものになってきているのではないかなと、こういうふう思っているわけです。

ですから、先ほど話したように、ちょっと人手不足、あるいはまた減反廃止などというようなこともあって、つらい思いをしているでしょうけれども、いわゆる世界を見てみますと、すしが物すごい人気。最近では、日本食が大変健康上いいのだというようなことで、我が日本人同士でもみんなおいしいおいしいと言っているような現状でありますので、米の生産が大変必要な食物になるのではないかと、ふだん見ているわけであり

ます。とりわけ最近、また日本酒も売れて売れて大変だそうです。みんな集めて売っても間に合わないくらいだということ等もあるものですから、そんなことを含めて、我が町のいわゆるみよこ米だとか、そういったものに対しては、私は非常に期待をしているのだけれども、どうも政府のやり方が逆なような感じもしないわけではないなとは思いますが

ら、現実には現実として、我が町の今、先ほど申し上げましたように、販売促進の負担費で7万4,000円の現状はどういうふうな格好になって、今後またどういふふうな方向づけをしようとしているのか、町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

台湾のいわゆる回転ずし、台湾では「ヨシロー」という回転ずしがあるのですけれども、そこにみよこ米を使っていたら、試験的に使ってみると。1ロット12俵です。12俵をまず送って、使っていただくと。向こうが欲しい希望価格に対して、うちのほうの米の値段と輸送料とか関税とかいろいろかかりますので、足りない部分を農協と役場が折半するということです、今回7万4,000円です、14万8,000円が実際足りない分を補填するという形で、まず使っていただいて、今後もっと使いたいということであれば、さらに販売を伸ばしていきたいと。試験的にやってみるといことです。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 続いて、町長。

○町長（小又 勉君） 補足してお答えいたします。

米の事情というのは、もう歴史的に変わるということで、何か新しい可能性というのを検討していました。

その中で教育旅行ということで、台湾の高雄市から明華中学校がおいでになりました。去年であります。台湾というのは、そこに父兄と一緒に何人かついてくるということで、そこにすし屋の経営者がいたということで、ここに来て、この米、まっしぐらを食べみて、すしに使いたいということで話がありまして、そこから、ゆうき青森農協を介して、特別栽培米のみよこ米をひとつ輸出してみようということになりました。そこで全農が入り、そのほかに神明という日本でトップの米問屋、米の販売業者だそうでありますけれども、そこも入りまして、そこが台湾に実際販売網があるということになります。

将来の可能性ということでありますので、全農も、それから神明という会社も、一切手数料は要しないと、今のところですね。ただ、流通経費でやはりJAの価格でいえば1万1,500円、そこからまだはるかに輸出の手数料とかそういったものがかかるということで、いわゆるJAと七戸町と折半で助成をして、その可能性を探るといことになりました。

実際、ちょうど今、船に積まれて白米になって、海の上を行っているところで、12月11日にヨシローというおすし屋に米が納入されると。当方の中学生が12月二十何日に行きますので、そのときは当然それを食べさせると。そのほかにお客様の反応を見て、これからの輸出の検討ということに入るということで、かなり神明も期待をしているということですので、ひよっとすれば、もっと拡大した輸入増につながるような気がしております。今のところ、そういう評価待ちということになります。

○議長（田嶋輝雄君） 14番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（小坂義貞君） 26ページ、8款土木費2項3目13節委託料、またその下の15節工事請負費、全部これが減額で金額がちょっと大きいもので、この内容はどうしてこういうふうな金額になったのか、説明をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

道路整備事業費の調査費及び15節の工事費の減額等の主な事由でございますけれども、道路整備事業費の減については、主に国庫補助である社総交の道路整備事業費であります。今年度の配分状況、要望時点で国費ベースになりますけれども1億5,507万9,000円に対して、要望時ですけれども、実質配分が8,478万9,000円と、配分率、かなり低い状態で54.7%となっております。これによる国費の実質の配分額の減による事由によるものが主であります。あと、事業費の調整及び入札、契約後における実績の減であります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員、よろしいですか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 26ページの同じく8款土木費、2項1目道路維持費にかかわって除雪のことでお伺いいたします。

ことしは11月の末に大きく雪が降ったし、ゆうべも降っているのですが、ことしの11月、12月の除雪車の出動の状況についてお伺いします。

町民からさまざまな要望が寄せられているので、大体どれぐらいの深さになると出ていくのか、そして、ことし何回になっているのか。以上、お伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

今年度の除雪、作業計画上の出動基準でございますけれども、これによりますと、降雪がおおむね10センチ以上に達し、降雪状況、気象状況等により雪が降り続くことが予想される場合、また、路線によって降雪が10センチ以下であっても、地吹雪等により交通に支障があると判断した場合は、その都度出動するものとしております。

ただし、日中の気温上昇が見込まれる場合など、出動基準以上の降雪量があっても出動を取りやめることもございますということになっております。状況に即した効率的な除雪に努めております。

今年度の11月、12月の出動状況でございますけれども、11月に1回、12月ですけれども、きょうを含めて2回、主に山手を中心とした出動状況となっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 11月、12月で既に2回ほど出ているのですが、降雪量が10センチぐらいをめぐりに気象状況などを考えながらやるというのですが、大体除雪車はどの地域に何時ごろ出動するかということの判断なり、その指令といいますか、除雪車の出動の判断の時間と判断する人が誰なのか、その辺についてお伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

除雪出動の判断基準となる場合ですけれども、これは直営であります。今年度も南部縦貫のほうにお願いしておりますけれども、南部縦貫のほうで除雪パトロール、また出動基準に基づく業者の連絡等を除雪隊長とした形でやっているような状況でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町民の中から、降っても除雪車が来ないと。どうなっているのだというふうなことで、さまざまな意見をもらうのですが、直営の縦貫の道路パトロール、さまざまな情報交換からやっているというのですが、再度お伺いします。これは大体除雪パトロールというのは、雪というのはいつ降るかわからないから、大体これは何時ごろからやっているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

除雪作業ですけれども、通学路、また通勤等に伴う重要路線、この通勤通学等は大体午前7時ごろまでに終了する必要があるということでございますので、おおむね午前2時ごろから出動というような形をとっているところでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

15番議員。

○15番（三上正二君） 17ページの七戸支所費と関連がありますので、26ページの8款2項の道路橋梁費のことについてお伺いします。

先般、七戸支所の耐震の形の中で、これからどれくらい耐震が持つのですかという話をしたら、大体コンクリートの基準を100年と見ていたのですよね。

それともう一つ、同じところで、この前も新川原の橋を直していましたけれども、テレビ等で話していましたが、ちょうど高度成長期のあたりでつくられたものが、インフラが全部整備されてきたと。ところがそれがほとんど劣化してきていると。それは50年という話が出たのですよね。コンクリートそのものはもつのでしょうかけれども、中に鉄筋が入っていて、それが腐食して割れてもたないという話だったのです。

とすれば、まず1点目は、七戸の支所の耐震の補強をやったときには、50年ということで、果たしか築何十年か、100年という目安がそれで本当に大丈夫なのかというのが

1点。

それからもう1点は、建設課のほうになると思うのですが、橋梁がいっぱい、どこの地区もコンクリートの橋がかかっているのですよね。その橋がかなり年数がたって、これから先の計画というのはどのぐらいの程度で、目安としていついつというのはまだ言えないでしょうけれども、補強というのか、かけかえするののか、そういう形の計画はあるのでしょうかね。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

昨年度実施いたしました鉄筋コンクリート造の4階建てであります七戸庁舎のコンクリート躯体強度調査の結果でございますが、これは圧縮試験結果により平均約100年間大規模補修をせずに使えるとという判断をいただいております。

御質問の橋との比較とか、そういったものは一切行っておらず、コンクリートをくりぬいて、その躯体調査をした結果は100年間は使えるとという判断をいただいております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

当町の管内の橋梁数ですが、約百何橋にも及ぶ橋梁があります。これについては、かけかえの改修等、また修繕等、その計画上においては、町のほうで橋梁の長寿命化計画を策定しております。その中で順位性緊急性の順位に基づいて、今年度も2橋ほどやっておりますけれども、修繕の改修、いわゆる社総交、国庫補助を使用しながら修繕等に努めているような状況でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 財政課のほうでは、コンクリートの強度というのは100年という、調べてありますという報告なのですが、私が言っているのはコンクリートはもつでしょうけれども、入っている鉄筋のことを言っているのですよね。鉄筋がさびてくれば、膨張するがために割れるのだそうです。

それはそれでいいとしても、建設課のほうでは、建物から水の中に入っているコンクリート、それは何年の積算で順次こういうふうに更新していくという形で考えているのでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

大分年数が過ぎた橋梁数となると、ちょっと今詳しく把握はしていませんけれども、今実施しております修繕等の橋梁工事、補修工事等については、長寿命化計画に基づいた形で、先ほども申しましたが、緊急性、早急に行わなければならない順位性に基づいて順次やっているような状況でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 質問の仕方が悪かった。私、目安としてはやるのは時間かかるし、予算もあることだし、それはわかっているのですよ。ただ、目安としては、こちらのほうの七戸庁舎の場合は100年というスパンを言いました。とすれば、もちろん同じ年数でも、いい悪いはあるでしょうけれども、その目安が大体何年ぐらいを目安としてそういうふうを考えているのでしょうかという年数を聞きたかったのですよ。それだけ教えてもらいたい、大体でよろしいですよ。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

詳しくはちょっと私もわからないのですけれども、わかる範囲での話になりますけれども、橋梁等の重要構造物、これはおおむね50年から70年。これはただし、当時、いわゆる昭和の高度経済成長期、この時期に建設されたものはその耐用年数等はあるということになっておりますけれども、今現在つくっている橋等は、約100年もつと言われております。

いわゆる耐用年数が過ぎた昭和40年当時の橋梁を中心とした形で、今現在、その修繕補修等に努めているような状況です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

町長。

○町長（小又 勉君） 全体に関連して、コンクリートはアルカリ性なのです。完全に鉄筋がその中に入っていると一切腐食はしないと。ただ、ひび割れなり、あるいはまたその当時、海の砂を使って、洗いが不完全だと、塩分が入っていたりという、例えばひび割れして空気が入る、水が入るとなると、鉄筋が腐食すると。ですから、定期的に調査をして、そういう場合はそれをふさぐなりと。そうしなければならなくなってくれば、完全にくるんであれば、コンクリートと同じ鉄筋は一切腐食も何もしない、そのままです。ですから大丈夫だということで、時々調査をして、そのクラックなり、そういったものをやっぱり調べていって、補修をすると。それが長寿命化計画で、今かなりそういったことで全国でやられていると。町もそういう感じでやっているということになっています。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 確かに、その答弁はそれで間違いない。でも、この前NHKのテレビでこれをやったのですよ。でも、橋梁であろうが何であろうが、コンクリートの鉄筋をむき出しのつくりはないのですよ。だけれども、鉄筋をむき出しにして、その形の中の何も全部コンクリートでくるむのですよ。でも、その中で中がさびて、そういうふうになっているということがあるのですよ。これがちょうど高度成長期の時点でつくられたという指摘なのです。それが実際の例で出ていまして、だからそれについてどうのこうの言うつもりないけれども、だからその辺のところは考えてくださいということです。

答弁は要りません。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

8番議員。

○8番（瀬川左一君） 23ページの農林水産業費の中で、先ほど7万円でみよこ米ということで、台湾に輸出するというので、ちょっと白石議員のほうから出ただけけれども、非常に来年度から減反もなくなるし、米が余ってしまうと値段も安定しなくなるということで、私はすごくどンドンこういうのは、進んでいけばいいなと思うのだけれども、例えば、みよこ米を輸出したときについて、例えば、青天の霹靂はたんぱくで6%以下でなければ販売されないとか、あと、それを越えたものについては酒米に回るとかということで、非常に基準が厳しくなっているのだけれども、今回の試験的にやったのには、例えば、七戸のみよこ米はどういうふうな食味とか、そういうのも調査したりなんかしてやっているのか、ちょっと興味があったものだからお聞きしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

特別調査は行っておりません。まず、町でみよこ米、低農薬とかということで販売していますので、まず、みよこ米を使っただけということで、調査は行っていません。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 調査もしていないということで、ちょっと私も、ゆうべから台湾から高校生とか学校の先生とかで5人ぐらい来て泊まっていったのだけれども、日本の米は非常に白く、白いご飯でもおいしく食べれるということで、ゆうべもお話ししたりなんかして、そしてまたもちろんリンゴが、台湾にもリンゴがあるそうですが甘みがないと。日本の米はおいしいというようなことも、ゆうべお話ししながら食べたりなんかしたけれども、そういう形の中で、物がおいしくて使えれば、やっぱり台湾もある程度の人口もあるし、そういうふうにはいいものはやっぱり売れるということになりますので、物にはやっぱり食味というのが一番大事だと思いますので、たんぱくが6とか7とか6.5とか、本当に0.5刻みにあるのだけれども、その辺をちょっと聞きたいなと思って、また調査して調べても欲しいなと思いますので、これで終わります。

○議長（田嶋輝雄君） 要望でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号平成29年度七戸町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第98号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第12 議案第98号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) 7ページの国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税にかかわってお伺いいたします。

来年度から国保が県一本化になるわけですが、県への納付金がさまざま今試算されていると思うのですが、県への納付金、そしてそのことによって国民健康保険税、町民の負担がどのような動きになっているのか、お伺いします。

○議長(田嶋輝雄君) 町民課長。

○町民課長(甲田美喜雄君) 国保事業費納付金とその標準保険料率についてですけれども、先般11月22日に仮算定の結果が県から通知されましたので、その概要について説明したいと思います。

激変緩和措置前の納付金額、県全体で384億円と算出されております。これは、9月の前回第3回の試算から見ますと38億円の減、率にしますと9%ほどの減少となっております。これをもとにしまして七戸町の納付金額が算定されまして、その納付金額の合計は5億2,961万円とされております。これは第3回の試算の5億6,000万円から大きく減額されている結果となっております。これは医療給付費の減少と国費、国の出したお金の投入による影響のものと考えております。

続いて、標準保険料率ですけれども、納付金を納めるために必要となる保険税の総額は4億4,130万円と試算されております。これに標準的な収納率によりまして、税の賦課総額が4億7,926万円とされておりました。これを町の現行の4方式によります税率で比較した場合ですけれども、医療分、それから介護分についてはわずかながら率の減少、後期支援分については、率はほぼ倍増というふうな結果が出ております。

今回の算定結果については、まだ数々の数値の見直しがされている状況でして、来年1月の本算定では、また別の結果が出る可能性もあると指摘されております。ですので、現段階での状況として御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 後期高齢者の支援分が多少率としてふえていくのではないかと
いうことで、ただ、これからの動きもあるわけで、町民の負担の軽減というのをできるだけ
実現するように要望して終わります。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第99号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第13 議案第99号平成29年度七戸町後期高齢者医療特
別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第99号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第100号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第14 議案第100号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第100号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第101号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第15 議案第101号平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第101号平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第102号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第16 議案第102号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第102号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第103号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第17 議案第103号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

14番議員。

○14番（白石 洋君） 103号についての予算そのものについての質問ではなくて、これに関連してちょっとお尋ねしたいなと思っているわけですが、私は、冬期間はできるだけ土木工事は遠慮願って、いい時期に、いい仕事をしてもらうために発注してほしいなということは常々申し上げているとおりでございますけれども。

今、七戸地区のほうでも、七戸の小学校の前だとか、それから中学校の近くだとか、あるいは私のところの町内の工事も、今はやっていませんけれども昨年までやって、ずっときた経緯もありますので、これは予算の措置上どうしてもこういう状況にならざるを得ないというのはわからないわけではないのですが、そこでひとつお願いと申しますか、したいのは、舗装面をカットして工事をしていくわけですが、カットした時点で、いわゆる作業が終わった、それが全体的に全部完了しないと、いわゆる舗装の修正をしないわけですよ。そのときに砂利を入れておくとか、あるいはまた、業者によってはその砂利に丁寧に粘土を混ぜて、車が通ってもがたんがたんにならないようにしている業者もいるのです

よ。やっぱりそれぞれによって違うものだなということはわかるわけですが、ただ、その地域に住んでおられる方、あるいはまた運転する我々にとっては、余りがたごたがたごたという決していい状況ではないのですよね。そういうことにも注意してほしいなと思われし、そしてそれが完了して、舗装面を復旧するわけですが、どうも技術的に舗装した後、補整した後でもがたがたなる。やっぱりみちのく有料道路を通るとか、もちろん業者が全部そうだと、七戸町の業者が全部そうだとは言わないが、少し程度が落ちるのもあるのですよ。こういう方々には冬期間を利用して、そういう舗装の補修の技術面の指導をするとか、何とかというのは担当課では考えられないですか。だから、しょっちゅうやはり気分もよくて通る道路とか、同じ町内にいてがたごたがたごたというところもあるのですよ。皆さん運転していたらわかると思いますけれども、これらは、ただふさげばいいではなくて、やっぱりスムーズにさっと通れるように技術は必要だと思われのですが、担当課長いかがでございますか。

○議長（田嶋輝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原田秋夫君） お答えします。

その辺は業者の程度によりまして、多少の技術力の差はあると思われします。その辺は、今後指導して、できるだけ滑らかにいくようには指導していきたいと思われします。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 14番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第103号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで暫時休憩とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第18 議案第104号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第18 議案第104号平成29年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

収入支出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第104号平成29年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 諮問第3号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第19 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

○日程第20 報告第24号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第20 報告第24号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度事業分）に関する報告についてを議題といたし

ます。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

4 番議員。

○4 番（**所 清悦君**） 2 ページと 16 ページの 1 番目として、審議委員会からの意見で、学校給食費給付金事業というのが、予算規模が大きいので検討してほしいという意見が 2 年続けて出ているわけですが、私もそう思います。

5,000 万円を超える予算ですが、費用対効果でいけば、別にマイナスではないとは思っています。5,000 万円が確実に保護者、地域住民にいつているわけですから、ただ、それ以上の効果を出すのであれば、今後やはり考えていく必要があると思っています。まず、給食費の未納問題というものは、これでなくなるわけですし、ただ、これによって、今まで給食費が免除されていた人にとっては、プラスの効果がないという点はどうするのかということは考えていく必要もあると思っています。

私がこれに関して言いたいことは 2 点ありまして、教育委員会のほうで、事務事業評価と申しますか、これは進んでいるわけですが、事務局のほうについても、それぞれの事業評価というものを教育委員会のようにやはり進めていく必要があると思っているのと、これは、前の一般質問でも京都市の例を挙げて提案していることなので、それについては今後どういうふうにしていくのか。これは教育委員会だけではなくて、町全体としての政策評価というところにもつなげて考えていく必要があると思っています。

あと、教育委員会として、やはり学校の先生の負担が多い理由というか原因の一つに、アンケートがあると思っています。県の教育長も、例えば体罰についてのアンケートも、それ単独でやらなくていいよと。ほかのアンケートと一緒にやってもいいよと。ですから、やはり政策評価なり事業評価していくときに、保護者なりのアンケートというのがどうしても必要になると思っています。そのアンケートはやはり負担がない範囲で効率的にやる方法を考えてほしいと思っています。

私が鍵盤ハーモニカの質問したために、多分そのためにアンケートを行ったと思います。76%がほかの人が使ったものを使いたくないと。私は、ある意味 24%の人が私と同じ考えを持っているという点では、今後 P T A 活動のほうで意見が挙がってくればいいと思っています。

ですから、政策評価をどうするのかというのと、先生の負担がふえないようにかつ町のほうもデータ収集として必要な効率のいいアンケートの行い方というのを検討して欲しいと思っていますけれども、その辺がどのようになっているのか。その 2 点を伺います。

○議長（**田嶋輝雄君**） 企画調整課長。

○企画調整課長（**中野昭弘君**） ただいまの質問にお答えいたします。

教育委員会のほうでは、事業評価を進めているということで、町部局、町長部局のほう

は今後どうなるかということの御質問でよろしいですか。

今、町ではまちづくり基本条例の制定に向けて作業をしている途中でございます。その基本条例の中には、事業評価という文言も条項の中に出てきます。したがって、今後まちづくり基本条例が制定された後、各課の事業評価というものを公表するということになります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

アンケートの件についてですが、先日の鍵盤ハーモニカ等のアンケートについては、町でつくって、先生方には負担をかけないように保護者から集めたものを学務課職員が集めてきて、学務課のほうで全部、それは借りたいという人が何%とか、そういう処理は全部しました。

あと、アンケートの仕方については、さまざまあるとは思いますが、体罰とかそうしたアンケートについては、体罰は大体2月ごろに県のほうから来ます。それを他のほうとあわせてということ、それは適宜学校でも行っているとは思いますが、最終的に2月にまた県のほうから来て報告を求められますので、それは学校ではやらなければならないこととなっています。

それから、例えばアンケートでなくても、先日の3Rについても、町内の学校は3Rについてはどのような取り組みをしているかということに関しては、やはり私のほうから町内6校から全部資料を出してもらいました。あわせて資料をあえてつくって、かなりの枚数でよこしたところもあります。そうしたところも、先生方の大変さではないのかなと私は思いますので、今後そうしたことについても相談しながらいきたいなと思っています。

ただ、アンケートのことですが、手で作業をするのがありますが、最近は器械でアンケートを集計できるようなものも出ているようです。そのほうも検討していきたいなと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（畷 清悦君） 学校給食費というのが子育て支援の目的もあるとした場合に、教育委員会が、例えば児童生徒、保護者対象にアンケートを行うとすれば、中学生まで、高校生になると今度それが難しい状態になると思っています。教育関係で児童といえば中学生までになるかもしれませんが、厚生労働省関係でいえば、児童というと18歳までということになると思うのですが、コミュニティバスの関連もあって、実は交通面で不便を感じるのは高校生になってから、スクールバスがなくて、要は町外の高校に通う人という場合に、子育て支援の政策を考えていく場合に、それから交通面の部分も考えた場合に、高校生の部分からの情報をとりにくい状況にあると思いますので、ここも何かしら工夫してほしいと思っています。

答弁をもらって、以上で終わります。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 給食費の関係、これは去年も出て、これを見ていました。

当初スタートするとき、子育て支援と、これは全国どこでもやっている。小出しはだめだと、少し思い切ったということで、義務教育はこれを無償とするというのはどこかにありまして、ひとつ県下第1号ということでスタートしました。ただ、5,000万円以上かかるということもあります。

その後、結構、七戸見習えということで、あちこちで選挙のために公約に何かあったりと、今もそれを目指しているところもあるみたいですが、それはあるのですけれども、時代は非常にいろいろ動いてきております。去年、指摘をいただいた時点でもいろいろ検討をしました。5年大体一つのスパンとして検討をこれはすべきだというふうに思っております。今、町独自の神教育長になってから、いろいろな施策をやっています。少人数教育であるとか、あるいはまたそのほか幾つかあるのです。他にないようなもの。それから、これからもほかにないようなものをやりたい。英語の関係も、もう一人ぐらい町費負担の教員を採用したいという希望も出てきております。

そこで、いろいろ検討をして、財源に限りがあるものですから、その一部をそれ以上に必要なものに振り向けたらどうかということで今検討しております。早いうちにこれはまとめて新しい新年度の予算の中でやっていきたいなというふうな考えを持っております。ただ、一気に全部というわけにはいかないと。十分効果というのはあることはあるというふうに思います。でも、やり方としては、例えば商品券とか、そういったもので町全体での、やるのだったら波及効果を目指すとか、そういうものも視野に入れてやらなければならないと。

いずれにしても、いつまでもこのまんま同じようにやるということではなくて、状況に応じて、それ以上に必要性があるのであれば、それに變更していくと。こういった考えで進めていきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 今の件について、関連でお聞きいたします。

確かに、子供のため、親のためという形で給食費、ただと。ところが、私、今、書類がないのですけれども、小さな町で、ただということはない。親の責任、学校の責任ということで、100円最低とって、お互いが共存し合って頑張っていこうと。町が子供づくりをしよう。ただでやって、それで果たしていいかと。

それから医療費をただと。これはいいとして、ある地域では逆に医療のかからない子供づくり。ということは何かといたら、食育。そっちのほうに力を入れて、そういうのをただにしても、医療費がかからない。例えば少々のことでストレス感じて腹を壊すとか、ちょっと言われたただでおなか痛くなるとか、それよりも丈夫な体をつくるには食育が大切だと。これにもうたっているのですけれども、やはりそっちのほうに力を入れていく

ことで、若干とるものとはとる。

4番議員がよくマウスがどうのこうのと言っていますけれども、動物社会でいくと、親は、鳥はくわえて、そのまま子に餌を持っていくという、それでインフルエンザにかかった鳥がいるかはわかりませんが、まずそれくらいの抵抗力をつけてやるというのが本来の姿であって、何でもただというよりも、一番やらなければならない根本が、私はなっていないと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 田嶋議員の持論、もう前からそれは伺っております、それらも取り入れて町内への安全な農産物を給食に使えとか、できるだけそれはやっております、JAにもう少し協力的にいろいろな品目でどんどん出していただければ、病気にかからない子供をつくる第一歩、二歩ができると思っています。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

4番議員。

○4番（所 清悦君） 2ページの審議委員会からの意見の中で、「英語検定、漢字検定、数学検定等を活用し、学力向上の一助にしてほしい」という意見があるわけですが、これが子供の立場からすると、先生がよかれと思って進めたものが、覚えなければならない、検定を受けなければならないものだとして、苦手でありながら渋々勉強するということが多いわけですが、最低限、学習指導要領でどこまで教えればいいのか。さらに、学びたいという人にはこういったものを勧めてもいいとは思いますが、ここは、5ページの方針の中に、「郷土に誇りをもち、多様性を尊重し」とあるのですが、やはり子供一人一人、得意不得意もあるし、将来進みたい方向もそれぞれの中で、みんな一律に、例えば鍵盤ハーモニカとかリコーダとか、同じレベルまで上達させようという、これは無理で、もともと将来歌手になる気もなければ、その分野に余り力を入れたくない子供もあるときに、無理にそこを教えようとする、それが子供のストレスにもなりかねないとは思っていますので、今、回答はそうはなっていないので、その辺の区別がわからない子供に強制するような方向ではないように進めてほしいなと思っています。現状がどうなのかを伺います。多分、ここでは使ってほしいというふうな意見ですが、検定についてですね。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 検定については、英語検定、数学検定、歴史検定、さまざま検定がありますけれども、特にこれからの今の中学校3年生が大学に入るときには、この検定等が非常に重要視されます。したがって、こうしたことは学校側からは一応受けたほうがいいよ、将来はこういうことにつながっていくからという働きかけはしますが、七戸では強制していません。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員、いいですか。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第24号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成28年度事業分)に関する報告についてを終わります。

○日程第21 請願第1号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第21 請願第1号七戸歴史文化資料館(仮称)の建設についてを議題といたします。

審査を付託しておりました文教厚生常任委員会の委員長より、報告を求めます。

附田委員長、演壇にてお願いいたします。

○文教厚生常任委員会委員長(附田俊仁君) 請願審査報告をさせていただきます。

12月1日の本会議において、当委員会に付託されました請願第1号七戸歴史文化資料館(仮称)の建設についての請願書の審査結果について報告いたします。

当委員会では、付託を受け、12月1日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長(田嶋輝雄君) ただいま、文教厚生常任委員長の報告がありましたが、審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配付している請願審査報告書のとおり採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件について採決します。

請願第1号については、委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、請願第1号七戸歴史文化資料館(仮称)の建設については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○日程第22 発議第5号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第22 発議第5号七戸歴史文化資料館（仮称）の建設について意見書（案）についてを議題といたします。

お諮りします。

本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決します。

発議第5号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第5号七戸歴史文化資料館（仮称）の建設について意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

○日程第23 発議第3号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第23 発議第3号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番松本祐一君。

○11番（松本祐一君） 皆様に意見書案が配付されていると思いますので、内容を省略させていただきます。

道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）。

道路は、国民の生活や経済、社会活動を支えるとともに、国民の安全・安心を確保し、地域活性化を図る上で必要不可欠な社会資本である。

国においては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

1、道路整備に必要な予算の拡充を図ること。

2、道路財特法の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月7日、七戸町議会。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがいまして、発議第3号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第24 発議第4号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第24 発議第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成及びC型肝炎患者に対する救済の延長を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番岡村茂雄君。

○5番(岡村茂雄君) 私から、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充及びC型肝炎患者の救済の延長を求める意見書(案)について御説明いたします。

これは、肝炎対策基本法の理由を制定理由を沿えて説明したいと思いますが、全文は長くなりますので、ポイントを加えて説明いたしたいと思います。

肝炎対策基本法は、その制定の理由についてポイントですけれども、今日、我が国には肝炎は国内最大の感染症となっている。

中略しまして、戦後の医療の進歩、医学知見の積み重ね、科学技術の進展により肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、現在においても、いまだに解決すべく課題が多く、さらには肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が国民に定着しているとは言えない。

特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入して、不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、司法判断によって国の責任が確定している。

このような現状において、感染ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取り組みを一層進めていくことが求められていると。そういう理由で平成21年にこの法律が制

定されております。

肝炎につきましては、皆様既に御承知だと思いますけれども、肝炎の約90%は肝炎ウイルスが主に血液を介して感染して発症するとされています。しかし、発症しても自覚症状が全くないか、あっても軽くて自分が肝炎に感染していると気づくことはまれであると言われております。そのために、母子感染、あるいは父子感染などで子供に感染しても気づかないでいることが被害の拡大を助長されているとも言えます。

ウイルス性肝炎については、戦後から昭和63年ごろまで行われた幼児期などの集団予防接種における注射器の使い回しによってB型肝炎が蔓延しました。国は早くからその危険性を認識はしていたが、40年近くにわたって注射器の使い回しを放任してきたことが問題視されてきました。それに輸血や血液製剤による感染が拡大し、相次いで集団感染訴訟が起きました。その和解策として平成17年ごろから国が救済対策を始めました。しかし、意見書にもあるように、救済対策はほんの一部の患者しか対象になっておりません。

七戸町にもウイルス性肝炎患者がいるのではないかと思います。町では実態を把握できないようです。この意見書の提案に当たって、町内のB型ウイルス性肝炎訴訟原告団の方と話す機会がありました。その方は、国の救済は当然であるが、裁判によらなければならぬことが多くあることを非常に悔いて残念がっております。また、社会からの偏見を気にして表面に出てこない人もいるのではないかと心配しておりました。その上で、近年は国外での感染患者が増加しており、感染を防止するための対策が必要だと訴えておりました。

このような経緯などから、患者側に負担をかけないように、国がもっと救済を充実させるよう地方自治法第99条の規定により、国会及び政府に提示してあります意見書を提出することを提案するものです。

議員各位の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがって、発議第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成及びC型肝炎患者

に対する救済の延長を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第25 委員会報告書について

○議長（田嶋輝雄君） 日程第25 委員会報告書についてを議題といたします。

本件については、平成28年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について、採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、企業誘致の促進を図るべきである。一つ、町税等徴収体制の強化を図るべきである。一つ、再生可能エネルギーの積極的な導入を図るべきであるの3件です。

次に、建設産業常任委員長の報告は、一つ、産業の振興を図るために高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。一つ、起業・創業支援を図るべきである。一つ、生活路線及び生活排水路を計画的に整備すべきである。一つ、町営住宅使用料等の未収金徴収強化を図るべきである。一つ、公共下水道を計画的に整備すべきである。一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきであるの7件であります。

次に、文教厚生常任委員長の報告は、一つ、文化財の保存・整備・活用を図るとともに、縄文遺跡群世界遺産登録（4道県共同）の推進を図るべきである。一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁対策）の強化を図るべきであるの2件であります。

以上12件を、町当局に要請すべきであるとするものであります。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

○日程第26 閉会中の継続調査申出書について

○議長（田嶋輝雄君） 日程第26 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたしま

す。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、平成30年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、平成30年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○追加日程第1 議案第121号から追加日程第10 議案第120号

○議長(田嶋輝雄君) 次に、追加案件に入ります。

議案第121号から議案第120号の10件の追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいますまことにありがとうございます。また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので概要について御説明いたします。

議案第121号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会からの勧告に準じ、議会議員の期末手当の割合を改めるため提案するものです。

議案第122号七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会からの勧告に準じ、町長等の期末手当の割合を改めるため提案するものです。

議案第123号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会からの勧告に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の額等を改定するため提案するものです。

議案第114号平成29年度七戸町一般会計補正予算(第9号)については、歳入歳出の総額に1億2,373万円を追加し、予算総額を104億9,501万2,000円とするものです。

歳入は、繰入金に1億2,513万円を追加し、町債から140万円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費に417万2,000円、民生費に122万9,000円、農林水産業費に115万5,000円、教育費に212万円、諸支出金に1億1,229万6,000円を追加するものです。

今回の補正は、青森県人事委員会からの勧告に準じ、議会議員及び特別職の期末手当並びに職員の給料月額及び勤勉手当等を補正するものです。

また、繰越明許費については、（仮称）道の駅しちのへ情報館整備事業において、緑地帯造成工事の引き渡しがおくれたことにより、工事着手が大幅におくれ、平成29年度内の完了が見込めないことから、平成30年度に繰り越すものです。

議案第115号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の総額に33万6,000円を追加し、予算総額を24億7,906万5,000円とするものです。

歳入は、繰入金に33万6,000円を追加するものです。

歳出は、総務費に33万6,000円を追加するものです。

議案第116号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の総額に5万8,000円を追加し、予算総額を3億6,459万3,000円とするものです。

歳入は、繰入金に5万8,000円を追加するものです。

歳出は、総務費に5万8,000円を追加するものです。

議案第117号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の総額に20万5,000円を追加し、予算総額を24億9,466万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に3万円、繰入金に14万4,000円を追加するものです。

歳出は、総務費に13万円、地域支援事業費に7万5,000円を追加するものです。

議案第118号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の総額に15万3,000円を追加し、予算総額を4億3,984万8,000円とするものです。

歳入は、繰入金に15万3,000円を追加するものです。

歳出は、総務費に15万3,000円を追加するものです。

議案第119号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の総額に6万9,000円を追加し、予算総額を6,712万1,000円とするものです。

歳入は、繰入金に6万9,000円を追加するものです。

歳出は、総務費に6万9,000円を追加するものです。

議案第120号平成29年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）については、予算第3条に定めた収益的収入及び支出については、支出の営業費用に66万5,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億2,752万8,000円とするものです。

以上、10議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田嶋輝雄君） このまま審議を続行したいと思えますけれども、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） よろしくお願ひします。

追加日程第1 議案第121号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第121号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第122号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第122号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第123号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第123号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第114号平成29年度七戸町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第114号平成29年度七戸町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第115号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第115号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第116号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第116号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第117号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第117号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第118号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第118号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第9 議案第119号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第119号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第10 議案第120号平成29年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

支出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第120号平成29年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって、平成29年第4回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時10分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成29年12月7日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員